

公 告

大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定による届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。

当該届出及び経済産業省令で定める事項を記載した書類は、令和8年9月11日から令和9年1月12日までの間、山口県産業労働部経営金融課及び岩国市商業振興部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

令和8年9月11日

山口県知事 村 岡 嗣 政

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 ヤマダ電機テックランド岩国店
所在地 岩国市麻里布町一丁目1の2

2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに代表者の氏名

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
日本貨物鉄道株式会社	東京都港区港南一丁目8番15号	犬飼 新

3 変更に係る事項の概要

（1）大規模小売店舗内の施設の配置に関する事項

事 項	変 更 前	変 更 後
駐車場の位置	縦覧に供する届出書類に示すとおり	
駐車場の収容台数	196台	85台

（2）大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事

事 項	変 更 前	変 更 後
駐車場の自動車の出入口の位置	縦覧に供する届出書類に示すとおり	
駐車場の自動車の出入口の数	入口1ヵ所、出口1ヵ所 合計2ヵ所	出入口1ヵ所 合計1ヵ所

4 届出年月日

令和8年9月1日

5 変更年月日

令和9年5月2日